

〈最終講義録〉

起源 1996～教育改革の行方～

ーリーダーとなる君へー

小西哲也（元兵庫教育大学）

1. はじめに

1996 年。

「生きる力」がこの世に誕生した年である。この言葉に秘められた大切な意味を私たちはどのように受け止め止めればよかったのだろうか。25 年という歳月が経過した今、改めて「生きる力」の誕生した背景やその真の意味を振りかえることで教育改革の行方とこれからの時代の教育の方向性について一考したい。

2. 生きる力

1996 年に中央教育審議会でも答申された「生きる力」は、以下のように書かれている。

『我々は、これからの子供たちに必要となるのは、いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力であり、また、自らを律しつつ、他人と協力し、他人を思いやる心など、豊かな人間性であると考えた。たくましく生きるための健康や体力が不可欠であることは言うまでもない。我々は、こうした資質や能力を、変化の激しいこれからの社会を生きる力と称することとし、これらをバランスよく育てていくことが重要である』

明解で無駄のない文章である。よくよく一言ずつを見てみると、子供たちというよりは人間として備えたい力がすべて書き起こしてあるようにも見える。日本の教育を受けて育ったものなら誰しもが少なからず「こうしなさい。こうなりなさい」と教えられたことが網羅されているといってもよい。別の見方をすれば、この 25 年の間、学校教育で取り組んできたほとんどのことはこの文章の中に収めることができるほど、懐の深い文章でもある。例えば、アクティブラーニングである。その目的は、変化の激しい社会で、他者と協働しながら生きることや時代の変化とともに次々に現れる課題を解決する姿勢を身につけるためだと説明される。現場では、受け身の授業から能動的な授業へ、グループ活動などを取り込んだ改善を迫られ四苦八苦の教員も多いと聞く。しかしこうした授業方法の改善は単なる手段であり、あくまでも目的を果たすための打ち手にすぎない。ことあるごとに授業改善を求められる学校（や教員）にとっては、いささか面倒な取り組みであったに違いないが、大切なことは、この取り組みを通して子供たちにどんな力をつけてやらなければならないかということである。そこで 1996 答申である。答申の文章から、子供たちのあるべき姿や教育の目的を熟考することが必要だ。

3. 生きる力の具現化のために

すべての教育活動は、子供たちのありたい姿を実現するためにあると言っても過言ではない。学力だけでなく子供のあらゆる面に向き合う学校は、あまりにも多くの施策や事業に

取り組んでいるからか、その目的を常に意識することを見失いがちである。子供たち一人一人の理解度の違いや受け取り方の温度差など、そのギャップを埋めることに全力投球とならざるを得ない場合も多いからだ。忙しさに追われ、なんとか子供たちの足並みがそろえば目的達成を果たしたかのような満足感もある。その繰り返しが学校の生業でもある。しかし、こうした日々の繰り返しが、世の中が求める学校教育の変革を阻害してきたともいえる。「生きる力」もこうした営みの中、言葉だけが宙を舞うものの、その目的達成に向けた取り組みとはなりえていない。

そこで、1996年以降、国から発せられる多くの施策のうち、開かれた学校づくりに関連した取り組みに注目した。図1は、関係の法改正や施策及び事業等を年表にまとめたものである。

教育改革年表	
1996(平8)	生きる力の提言
1998(平10)	学校裁量の拡大
2000(平12)	教育を変える17の提案
2004(平16)	学校運営協議会制度化・・・できる規定
2006(平18)	教育基本法改正
2007(平19)	学校教育法等改正
2008(平20)	学校支援地域本部事業
2016(平28)	次世代学校地域創生プラン
2017(平29)	地教行法改正・・・CS努力義務化
2018(平30)	社会に開かれた教育課程

図1 1996年以降の開かれた学校づくりに関する教育改革年表

まず、1998年の学校裁量の拡大である。それは学校現場に改革の足音が聞こえるほどインパクトのある取り組みの一つであった。同じ時期に職員会議を校長主宰とする法改正もこの動きの一つである。現在、学校では補助教材の決定や、規則に則った上での修学旅行の一切、おなじみのところでは休業日の変更や学期の設定など、学校（長）が教育委員会を介すことなく決定できる。この力を与えることで目指したことは何か。図2に示す裁量の一覧は学校裁量拡大の具体的項目である。

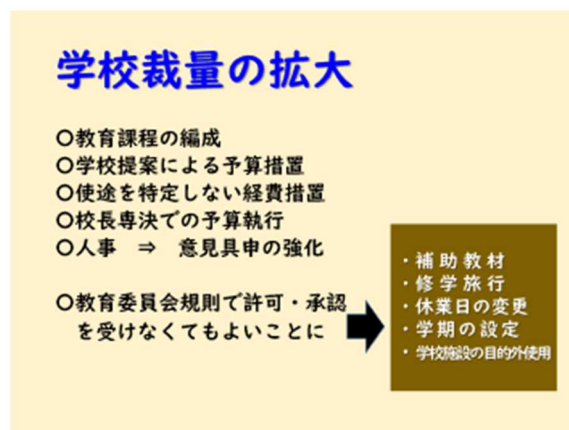


図2 学校裁量拡大の具体的項目

では、この項目を各校が実施したとしていったい何を指すのか。手続きの手間をなくし学校が即断することでスピード感を持って特色ある教育の充実を図ることに期待したのだ。最も求められていた取り組みは教育課程の編成に他ならない。各学校が地域の意見に耳を傾け、声を吸い上げ特色あるカリキュラムをつくることである。学校裁量拡大が目指したことは、学校経営の柱となる教育課程を地域との協働で作り上げることを願っての施策であり、信頼される学校をゆるぎないものにしていくための王道であることを理解したい。

4. 教育を変える17の提案

2000年に発表された「教育を変える17の提案」は、20年後30年後を見据えた先見性に富む提案である。筆者はこの時、中学校教頭の一年目であった。日々、事件や事故、生徒指導に追われ教育の将来をじっくりと考える余裕などなく、新聞に大きく掲載された17の提案ではあったが一つとして現場の教育に結び付けて考えることはなかった。情けない話である。この17の提案は以下の4つの大項目からなる。

- (1) 『人間性豊かな日本人を育成する』項目として教育の原点は家庭にあるとした上で、道徳や奉仕活動の重要性や指導の在り方についても触れられている。
- (2) 次に『一人一人の才能を伸ばし創造性に富む人間を育成する』としてこれまでの一律主義的指導を改め個性を大事にすることや大学入試を多様化することで記憶力偏重にならない学校教育を創造する旨の項目が並ぶ。
- (3) 三つめは『新しい時代に新しい学校づくり』をとすることで、変化の激しいこれからの時代にふさわしい地域の信頼に応える学校づくりが必要だとして、マネジメントの発想を経営に取り入れることやコミュニティ・スクールの設置の促進を謳っている。
- (4) 最後に、教育振興基本計画の作成を義務付けることと時代に相応しい教育基本法の改正である。

それぞれの項目における具体的取り組みは以下の通りである。

『人間性豊かな日本人を育成する』

- ・教育の原点は家庭であることを自覚する
- ・学校は道徳を教えることをためらわない
- ・奉仕活動を全員が行うようにする
- ・問題を起こす子どもへの教育をあいまいにしない
- ・有害情報等から子どもを守る

『一人ひとりの才能を伸ばし、創造性に富む日本人を育成する』

- ・一律主義を改め、個性を伸ばす教育システムを導入する
- ・記憶力偏重を改め、大学入試を多様化する
- ・リーダー養成のため、大学・大学院の教育・研究機能を強化する
- ・大学にふさわしい学習を促すシステムを導入する
- ・職業観、勤労観を育む教育を推進する

『新しい時代に新しい学校づくりを』

- ・教師の意欲や努力が報われ評価される体制を作る
- ・地域の信頼に応える学校づくりを進める
- ・学校や教育委員会に組織マネジメントの発想を取り入れる
- ・授業を子どもの立場に立った、わかりやすく効果的なものにする
- ・新しいタイプの学校（“コミュニティ・スクール”等）の設置を促進する

『教育振興基本計画と教育基本法』

- ・教育施策の総合的推進のための教育振興基本計画を
- ・新しい時代にふさわしい教育基本法を

20 年が経過した今、改めてこの 17 の提案を振り返るとき先見性の高さを認めざるを得ない。これらの提案は現在、すべてが施策として、あるいは法改正され動いている。学校現場の社会の動きに対する無頓着さを痛感する。20 年前、すでにインターネットによる有害情報やゲーム文化の反乱など今を予兆する生活様式の変化は多くの者が気付いていたはずである。しかし、学校にはこうした社会の変化を受け入れる余裕は備わっていなかったようだ。教員という仕事の特性として目の前の子供への全力投球がそうさせるのであろうか学校や子供たちの 10 年先、20 年先の将来の姿を描くことを苦手としていると言わざるを得ない。

5. 教育基本法改正等

次に 2006 年教育基本法の改正である。改正というより全面改訂に近いものである。戦後 60 年を経てようやくたどり着いた新法である。注目すべき点として次の 5 点があげられる。①目標が新たに設けられ、②生涯学習社会の実現を目指し、③地域連携の必要性を挙げる。さらに、④力強い教育行政の動きに期待する条項が新設される。そして、⑤教育振興基本計画である。旧法に比して、目指すべき姿が明らかになった点において評価でき注目したい。

すべてが抽象的表現に終始する旧法に比べかなり具体的な方向性が示された。第 2 条の目標には、日本人らしさを 20 数項目の徳目として具体的に示した。また、第 3 条には時代を反映し人生 100 年時代を生き抜くための社会構造として生涯学習社会の実現を謳う。さらに学校と家庭や地域との連携の必要性を示すなど、様々な面で教育を担うものにとって指針となるものであることを理解したい。さらに、新教育基本法を受けて学校教育法等も改正された。

これら教育関係法規の改正に注目したい。まず、学校教育法第 21 条の目標である。この条項からは、なぜ学校において各教科の授業が実施されるのかが理解できる。また、子供たちが身に着きたい力の基本は何なのかについても言及している。さらに、国や県が施策を示し取り組みを要求する理由は何かについても、学校を取り巻く環境を理解し、社会情勢の真実に目を向けるなど広い視野を持って読み込んでみたい。時代の流れに沿った教育の方向性を法改正条文から考えてみることも必要だろう。

もう一つ学校現場で押さえておきたい条文がある。学校教育法第 30 条である。2 項に学力の 3 原則が定義された。次のように示されている。「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、①基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な②思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、③主体的に学習に取り組

む態度を養うこと」。この3原則は新学習指導要領の3本柱として表現こそ違えど学校において達成すべき目標として既に取り組みられているはずである。新学習指導要領3本柱の出所はまさしくこの30条である。教員としての常識、授業の原点として認識されたい。

6. 学校支援地域本部事業

次に、2008年に始まる学校支援地域本部事業について考えてみたい。この事業は本来の主旨を具現化できれば学校教育のみならず社会教育も含めた多くの課題が解決できるほど懐の深いものである。その目的は次のように示されている。

- ①教員が子供と向き合う時間の確保
- ②子供と大人が触れ合う機会の創造
- ③大人の学びの充実
- ④まちづくりに資するつながりづくり・・・である。

①「教員が子供と向き合う時間の確保」については、まさに現代的課題となっている働き方改革である。30数年前学校のスリム化という言葉が教育界を席卷した。何もかも抱え込んだ学校をもっと身軽にという動きである。この動きに乗じて本当に身軽になった学校がどれほどあったか。言葉だけが先行し、実際にはこれまで以上に多くのものを背負うこととなり、より多忙化が進んでいる。そんな現状を何とかしようと教員でなくともできることを地域の方々でお手伝いできないかという温かい思いやりあふれる施策である。

②「子供と大人が触れ合う機会の創造」については、言うまでもないだろう。子供たちが社会性を身に付けていくうえで大人との交流は必須だ。どれだけ多くの方々とかかわるかが生きる力の確かな獲得につながる。大阪大学の志水教授は子供の多様な人とのつながりと学力の相関について人間関係が多様で多いほど高くなることを報告している。授業を開き教育課程に地域の大人が参画する。子供と大人が違和感なく学ぶ環境づくりがこれからの学校には必要だということだろう。

③「大人の学びの充実」は、教育基本法第3条に謳われる生涯学習社会の実現に向けた具体的な取り組みの一つである。公民館だけでは取り込めない元気な大人の存在を直視すべきである。地域の大人が、子供が集う学校に学校支援やボランティアの枠を超えて自らの楽しみのためだけで足を運び充実した時間をつくる。その時間が学びであっても、趣味の展開であってもよい。そこに集う仲間と充実した時間を共有することに加え、大人が豊かに学ぶ姿や楽しく充実した一日を送る姿を見る子供たちの内面には、おそらく大人に対する抵抗感は低くなり信頼が膨らむはずである。大人の元気とつながりづくりに資する取り組みとなることを期待した取り組みである。

④「まちづくりに資するつながりづくり」とは、③で記述した通り、大人が自らの楽しみのためでもよいから学校に集い他者とつながることがまちづくりのベースになるということだ。そこに子供たちがかかわることに大きな意義がある。

7. 社会に開かれた教育課程

2018年に中教審から提言された「社会に開かれた教育課程」は、図3に示された通りである。この答申は、当然ながら国民に向けてのものである。しかしこの文章のままでは難解

を極め市民の理解を得ることはできまい。誰にもわかりやすく理解できる内容に翻訳する必要がある。この一手間を学校や教育委員会が担うべきである。

<社会に開かれた教育課程>

- ① **社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、**よりよい学校教育を通じてよりよい社会づくりを目指すという目標を持ち、**教育課程を介してその理念を社会と共有**していくこと。
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、**社会や世界に向き合い関わり合っていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化**し育てていくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、**学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現**させること。

中教審教育課程部会一次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ（より）（H28年8月）

図3 社会に開かれた教育課程

筆者は図4に示すように地域の担い手としての自覚を育てることが学校教育の目的であるとし、そのために必要な力は人や社会とかかわりあう力だとして説明することが多い。この社会に開かれた教育課程の提言は、簡単に言えば学校教育だけでは賄いきれない子供の社会性の獲得について地域の協力を得て育ていこうというものである。地域と学校が協働し真の教育成果を求める取り組みは、まず市民への周知と理解が必要である。このことをどのように実行するのかが学校や教育委員会に課せられた課題でもある。

これからの時代の学校は

- 1 よりよい社会づくりのために**地域の担い手**を育てるという目標を**授業や行事を通じて地域と共有**する
- 2 そのために必要な**人や社会とかかわりあう力**を**授業等の教育活動において明確化**し地域と協働し育てる
- 3 実施に当たっては、**地域の人的・物的資源**を活用したり、**放課後や土曜日等**を活用した社会教育との**連携等**をとおして**地域を担うという願いを共有**する

図4 地域の担い手としての自覚を育成する社会に開かれた教育課程

現在、全国に広がりつつあるコミュニティ・スクールは、こうした取り組みをも包含する。これからの時代の学校においては、社会に開かれた教育課程の実現に向けての取り組みこそが学校経営の柱だと言っても過言ではない。

8. なぜ社会に開かれた教育課程なのか

では、なぜことさらに地域との連携を求めるかについて考えてみたい。まず時代的背景である。1990 年代と今の社会情勢を比較し子供たちに求められる力の変遷を見てみる。まずは一人当たりの GDP の比較である。平成元年は米国に次いで 2 位であった我が国は平成 30 年には 26 位に低迷する。企業の資産規模（時価総額）でみると平成元年には世界の 50 位内に 32 社がランクインしていた。マンハッタンの高層ビルを日本企業が買収するほど世界に名だたる発展を遂げていた時代でもある。そんな勢いは 30 年の間にすっかり意気をひそめ、GAF A（Google、Apple、Facebook、Amazon の IT 関連企業）と呼ばれる新興勢力が世界市場を席卷する現在、50 傑の中にあるのはトヨタ自動車一社だけである。時代の変化に日本の体質がなじまないと表現されることもあるが、教育はこのことに無関心でいいのかとの疑問も残る。日本企業も躍起になって再建を試みる。新規採用に当たって、その視点も大きく変わっていることに注目しよう（図 5）。

新規採用の選考にあたって重視した点 (日本経団連調査より)	
2018年	1996年
1 コミュニケーション能力	1 熱意・意欲
2 主体性	2 協調性・バランス感覚
3 チャレンジ精神	3 創造性
4 協調性	4 一般常識・教養
5 誠実性	5 熱中して取り組んだこと
6 ストレス耐性	6 個性
7 責任感	7 実践的知識・実戦能力
8 論理性	8 出身学校
9 課題解決能力	9 専門的知識・研究内容
10 リーダーシップ	10 学校の成績

図 5 新規採用において重視する支店の変化

平成元年当時、企業が採用に当たって重要視していたポイントの 1 位は熱意・意欲である。さらに、一般常識・教養を大切にし、出身学校や学校での成績までも重視していた（日本経団連）。これが 2018 年の発表では、1 位：コミュニケーション力、2 位：主体性、3 位：チャレンジ精神となり、特徴的なものとしてストレス耐性や課題解決力、リーダーシップなどがあげられるようになっている

このことは、目標の達成や課題解決に当たり様々な意見をまとめることや考え方の違う者と協働することが求められるからだ。激動の社会において答えのない解を導く力、仲間が納得する答えを作り上げ力を合わせ前に進むことが求められるからである。こうした力は、学校時代に身に着けたい力でもある。机に向かっているだけでは獲得できないまさに、社会に開かれた教育課程で求められる人や社会にかかわる力である。

また、日本の人口動態（内閣府「高齢社会白書」）を見てもわかることがある。1950 年台には若者 12 人で一人の高齢者を支えた時代が現在は 2.3 人で一人のお年寄りを、さらに 40 年後の 2060 年には 1.3 人で一人の高齢者を見るという肩車状態になる。こうした時代を余

儀なく迎えるというのに日本の学校教育が変革を受け入れず、1990 年あたりと同じ教育を続けていてよいはずはない。そのうえ地方の高齢化が止まらない。一番の原因は若者の流出である。故郷から一歩も出ることなく留まってほしいなどをお願いするわけにはいかないが、故郷を愛し故郷を支える大人の姿が直に子供たちに伝わる関わりがなければ、ふる里学習なるものをいくら繰り返しても効果に期待はできないだろう。子供たちが地域を理解し地域の担い手として成長しようとする過程に地域の生身の大人の関わりができなければ、まちは衰退の一步をたどる。これまでどおりの出口（進学）教育に重きを置いた教育課程は地方から若者を奪うことにつながり、そうなれば、まちの活力をも消し去るだろう。だからこそ社会に開かれた教育課程の具体には地域の方々と手を携える取り組みが必須となるのだ。地域の未来を地域に暮らす者（こどもとおとな）が考え打ち手を創造する取り組みこそが社会に開かれた教育課程の柱だといってもよい。

9. 長寿社会の課題

周知のとおり日本は世界一長寿の国である。人生 100 年時代のコマーシャルを頻繁に見かけるようにもなった。ここで考えたいのは 65 歳以上の高齢者が元気に人とつながり豊かな人生を送る力を備えているかということである。そして、その力を人々は人生のどの時期に獲得するかということである。

現状に目を向けてみるとさらに 65 歳以上の人口は全体の 28%以上となり 15 歳未満人口 12%を遙かに凌駕する。急激な人口減に子供を増やす政策や子育ての打ち手を昂じることには当然だが一方で大人の力によるまちづくりを核に地域創生を目指す動きが起これない限り地方の再生はあり得ないとも考えるのである。

日本の人口の 4 分の 1 以上を占める高齢者の生活は、必ずしも豊かな生き方とは言いがたい。高齢者（65 歳以上）のうち男性の約 15%、女性の約 20%が一人暮らしである。平成元年当時と比べると男子で約 10 倍、女子で約 6 倍に増えている。総務省の社会生活基本調査（H28）によれば、睡眠時間を除いて一日に誰とも接することなく過ごす時間は 12 時間に近い。また、男女の差はあるが男子単身高齢者のうち 17%は 2 週間誰とも会話しなという報告（(株)インプレス「シニアガイド」）もある。けれども、こうした高齢者すべてが閉じこもりふさぎ込んでいる訳ではない。一人暮らしの高齢者の約 77%は「今のままがよい」と考え、前述のシニアガイドでは老後の独居生活は暗いイメージではなく「一人暮らしは暗黒ではない」と解説する。しかしながら、つながりを持たない人々がいくら元気であっても地域に活力は生まれぬ。人と人がつながることから初めて地域社会の活気が生まれ、まちづくりも始まるものと考えている。だからこそ、日本全国の地方に一人暮らしを問わず高齢者が楽しく豊かに生活しながら活躍できる仕組みづくりが急務なのであり、今回のコロナ対応や日本のどこにでも起こりうる自然災害等への対応などのためにも、普段の人と人のつながりこそが基本となる地域コミュニティの構築が求められる。

我が国に限らずテレビゲームの誕生以来、他者と群れることなく一人遊びを好む子供たちが明らかに増えている。こうした子供たちが大人になったときに他人とのつながりをうまく作ることができるのだろうかという不安はある。今以上に一人暮らしの大人が増えることも容易に予測できる。これからの時代に生きる大人が人と人のつながりを大切にしながら人生を豊かに生きる術を持つことが重要であることは言うまでもない。

10. 学力

学校教育法第 30 条にて定義される学力だが、子供たちの身に着けるべき力やありたい姿は日本の将来を守るためにもすべての国民が共有すべきだと考える。そのためには、定義された背景や理由を地域住民に対して、よくわかるようにかみ砕いて説明することが必要だ。そこで我が国において子供たちが身に着けたい力とは何かを OECD の学習到達度調査 (PISA) から考えてみたい。

PISA は 2000 年から始まった調査である。そもそも、OECD がなぜ加盟国の 15 歳児の学習到達度を調査するのか、経済協力開発機構として各国の経済成長が平和で幸福な社会を作り、その基盤となるのは、まぎれもなく子供たちの学力水準の確保にあるとの考えからだ。そこで OECD は、義務教育終了時点で身に着けておくべき力の定義を行っている。1990 年代、世界の経済をリードしていたのは米国と日本である。両国において成功あるいは好成績を上げている有能な人材を対象に、その行動・態度・思考方法などを分析しキーコンピテンシーと呼ばれる基本的能力として示した。計画性、リーダーシップ、時間の使い方ややり抜く力、また、社会問題の理解力から異文化理解力あるいは間違いに気づき謝ることができることなど多方面にわたって活躍・成功する資質や能力を取り上げている。OECD では、こうしたキーコンピテンシーを 3 つのカテゴリーに分類し次のように示している。一つ目のカテゴリーは、「道具を相互作用的に用いる」とあり、言語、知識、情報、テクノロジーなどを相互作用的に用いる力。(以下①道具)。二つ目のカテゴリーは「異質な人々からなる集団で相互にかかわりあう」力であり、具体的には、他者と良い関係を築くこと。チームで協同し仕事ができること。対立を調整することができるなどの力である (以下②協働)。カテゴリーの三つめは、「自律的に行動する」力である。大きな展望の中で行動することでき、人生計画や行動計画などに沿って着実に実行したり、個人やチームの権利、利害、限界やニーズを擁護したり主張できる力 (以下③自律) だと説明する。

コンピテンシーとは、単なる知識や技能だけではなく、意欲や態度を含む様々な心理的・社会的リソース (資源) を活用して、課題に対応することができる力である。これらのカテゴリーを概観すると学校教育においては、日常生活の様々な場面において必要とされる力は前述のコンピテンシーの育成で養われると考えられている。現在、日本の学力の定義として学校教育法第 30 条があることは前述したが、この条項に書かれている内容は次のようになる。『生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、(1)基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して(2)課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育み、(3)主体的に学習に取り組む態度を養うこと』とある。この(1)(2)(3)が学力の 3 要素といわれるものであり、PISA で計ろうとする世界の子供たちの学力と日本の学力に違いはない。詳しくは学教法 21 条の目標を読み込んでほしい。学校教育の目指す方向性ははっきりと見えてくるはずだ。

平成 18 年に始まった学力学習状況調査については、文部科学省によるとその目的は、「児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図り、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。」とあるが、この説明はあくまでも手段であってその先にある子供たちのありたい姿を謳っていない。活用力を問う B 問題が解ける力を身に着けることで子供たちの将来に何を期待するのか、また、こうした問題に対応できる授業改善が進めば子供たちがどのように成長できるのかをはっきりと示すべきである。

一度は、目にしたことはあるだろう PISA の問題に挑戦してほしい。日本の学力学習状況調査の B 問題に極めて類似していることがお分かりいただけるだろう。世界は動いているのだ。視野を広く持ち、社会の変化に注目したい。授業方法も内容もそして子供たちが身に着けるべき力も大きく変わっていることを認識することが肝要である。

学力学習状況調査始まった平成 19 年ころ、一部の教員から「この問題が解けたからどうなのよ?」「こんなものは学力ではない!」「こういう問題に慣れていないだけ!だから点数がとれない!」などという言い訳や反対する声をいやというほど聞かされた。

目的を持たずにこの事業にかかわると何もかもが無駄に見えるのだろう。この調査の目的の先にある子供たちのありたい姿を描くことができればご意見や反論は半減するはずである。

1 1. 子供の現状に見る日本の課題

ある調査による日本の子供たちの驚くべき結果がある。OECD 加盟の 30 数か国の比較で 1 位は日本の 29.8%、2 位はアイスランドで約 10.3%、3 位はフランスで 6.4%となる。この数値、実は 15 歳の子供たちの「孤独度調査」の結果だ。さらに、日本の若者の自殺者数を見てみると 2016 年に 501 人、その後政府が慌てて様々な策を講じたはずの 2018 年には逆に 599 人に増えている。若者の自殺は OECD 加盟国の中では第 1 位。圧倒的に多い数値だ。この若者の自殺数の多さという現実には学校教育関係者だけではない地域に住まう大人も目をそらすべきではない。なぜ、孤独感が高く自殺する若者が多いのか。さらに、近年いじめ等の中身も面と向かってのものではなく SNS 上でのものが圧倒的に多く、誰にも相談できずにますます一人で悩む若者が多い。そんな子供たちが自らの命を絶つ。スマホのゲームや、SNS でのやり取りが日常となりつつある子供たちに身に着けてほしい力こそが「生きる力」なのだが、この力は人と人が関わり合う仕組みの中でしか得ることができないことを肝に銘じておきたい。

1 2. 人は人を浴びて人になる

前述の日本の子供たちの現状は、何としても改善すべき課題である。この課題にどのように向き合うのか。その一端は当然、学校教育にも向けられている。これまでとおなじでよいはずはなく社会総がかりで子供たちを育てる仕組みが必要だ。周知のことだが日本の子供たちの特徴として自己肯定感の低さが取り上げられる。国が公表する国際調査（「子ども・若者白書」2009）で次のような項目がある。自己肯定感と社会参画意識の高さについて「私の参加により変えてほしい社会現象が少しでも変えられるかもしれない」という質問に対して、米国、中国、韓国と日本の 4 か国を比較している。とてもそう思う、少しそう思うの肯定的回答人数の割合は中学生で韓国 66.5%、中国 58.3%、米国 53.9%、日本 37.3%である。国の文化や伝統、あるいは国民性もあり数値だけで判断するわけにもいかないがこの低さに満足などできないだろう。さらに、この意識が高校性になったらどうなるかを見てみると日本以外の国は 68.4%(+1.9)、62.7%(+4.4)、69.8%(+15.9)となり学年進行により意識に成長が見られる。しかし、日本の高校生の割合は 30.1%(-7.2)となり中学生時の意識を大きく下回る。近年、こうした自己肯定感の低さを何とか解決しようという動きは授業改善にまで及んでいる。いわゆるアクティブラーニングがそれにあたるだろう。単にグループ活動をさせることだけを目的とはしない。一人一人の子供たちの考えをぶつけ合い皆が納得する考

えを作り上げる。こうした人との関わりを通して子供たちはまぎれもなく自己肯定感を高め合うことができるのだろう。自分の意見を述べ、それが認められたり、あるいは認められなかったりをグループ内で味わい、話し合いによって最善解を導き出すことができる。そんな取り組みを異年齢や大人との交流と広げていくことができたとすれば指摘される課題解決に明るい未来が見えてくる。

人は、人を浴びて人になるのだ。学力や情報処理力など机に向かって一人で身に着けることができる認知能力も必要だが、人が人生を豊かに生きるうえで必要となる自己肯定感や自制心、思いやり、責任感、規範意識、やり抜く・・・など、いわゆる非認知能力といわれる能力は人との関わりの中でなければ育たない。学校施設を開くだけではない。教育課程を開き他者とともに学ぶ仕組み作りが急がれる。

13. 今だからこそ

寺子屋に始まる地域の子供を地域で育てるという日本が誇るべき学びの仕組みは、近代化に伴いつつしか子供たちの成長のすべてを学校に委託されているかのような錯覚さえ生み出した。学校の日常に対する市民の関心は低く事件や問題が起きたときだけ興味を寄せる。本来、学校には地域文化の拠点としてそこに暮らす者の心の拠り所としての機能があるはずである。ところが、時代が少子高齢化へと舵をきりはじめ学校の機能は子供たちの教育のみに特化した感が強い。さらに、高校入試や大学入試に代表される記憶力中心の進学学力を獲得させるための出口教育と揶揄されたりもする。

そんな中、平成 27 年の教育再生実行会議は「教育がエンジンとなって地方創生を！」と訴え、学校をまちづくりの拠点としての役割を持たせると提言する。地域との連携・協働体制を構築し学校を核としたまちづくりへの発展を目指すことが求められるのだ。学校の果たせるまちづくりは学びをとおしての人と人とのつながりづくりに他ならない。地域に暮らす大人が学校に如何にかかわることがまちづくりとなり得るのか。また、その取組で形成される地域コミュニティが自治体の抱える課題解決を後押しすることができるのか。そして、それらの取組の核となる学校の姿とはどのようなものなのかを明らかにすることが肝要だ。人生 100 年時代にふさわしい学びのサイクルが学校を核として構築されるとき、まちに暮らす大人に見守られ地域愛を存分に浴びて育つ子供たちが誕生する。こうして地域の担い手としての気質を授かりながら成長していくことができたとしたら、地方の未来に明るさを見つけることができる。Society5.0 の世界が物語るようにこれからの時代は、地方のどこにいてもクラウド（仮想空間）を利用し多くの仕事がこなせる時代である。我々は今年コロナ渦を生き抜こうともがきリモートワークを余儀なくされた。出張も対面交渉も面談もなく多くが Web 上で行われた。このことがもたらしたことは何かを考える時、地方の時代の幕開けを肌で感じるのだ。新しい時代に一足飛びで踏み出した感が強い。若者の人口を遙かに超える高齢者が確かに生きている日本。いよいよ大人の出番だ。町を活性化し元気を生み出す。そのために有り余るほどの敷地と施設、さらには将来を担う子供たちのエネルギーがあふれる公立学校を核として大人の豊かな生き方につながる学びを作り出して欲しいと切に願う。

教育基本法第 3 条に「生涯学習社会の実現」がある。平成 18 年の教育基本法改正で新たに設けられた条項は次のように謳う『国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習す

ることができ、その成果を適切に生かすことができる社会の実現が図られなければならない。』この法律の実現こそが豊かに生きる人生 100 年時代を作り上げる目的である。現状は生涯学習の機会を学校時代というわずかな期間で寸断しているかのように見える。このことが地域コミュニティの関係性の希薄さを生んだ一因とも考えられる。生まれてから生涯を生き抜くための学びの連続性が担保されなければ教育基本法第 3 条の実現はあり得ない。子供たちを地域（大人）が支えるだけではない。大人を支える子供も必要だ。そこに互助、共助を基本とした温かい公助が満ちあふれ、生きる喜びに包まれたまちがうまれるのだろう。